

株式会社ヤマニシに対する買取決定等について

2012年3月29日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2012年2月9日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社ヤマニシ（以下「対象事業者」という。）

2. 金融支援額

金融支援総額 約9億30百万円

- * 金融支援総額には、債権放棄のほか、弁済条件等の変更（リスケジュール）及び十分な資金的性格を有する借入金への貸付条件の変更（いわゆるデット・デット・スワップ）を含んでいます。
- * 上記額は、担保物件売却等により変更となる可能性があります。

3. 一般の商取引債権の取扱い

今般の買取決定等は、全ての関係金融機関及び関係リース会社との間で合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関及び関係リース会社が対象事業者に対して有する貸付債権等及びリース債権等以外の一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上